

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十七号）の施行期日を平成二十年十二月一日とすること。

政令第 号

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十年十二月一日とする。

理由

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年六月十八日法律第七十七号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。